

発泡系(プラスチック系)断熱材のシロアリ被害について

発泡系断熱材を使用した住宅のシロアリ被害について、

基礎断熱工法において断熱材を外側に設置する場合、シロアリが断熱材内部に蟻道(直射日光を避ける為の防護壁)を作り、建物内部に侵入することは数多くの報告がなされております。これは、シロアリが主に生息している土中とシロアリの餌となる木材(土台など)の間を橋渡しする部分にシロアリが蟻道を作り易い(噛み易い、直射日光を遮ることが可能)物質(=発泡系断熱材)がある為、断熱材内に蟻道を作り、餌に到達しているものと考えられております。(1Fから2Fに登るためのハシゴの役割を果たしている。)

これは住宅金融公庫の仕様書でも明らかになっており(詳細以下参照)、発泡系断熱材の使用にあたっては、**土中に埋めて使用しないこと**を前提としております。よって、床、壁、屋根など土(シロアリ生息地)と断熱材が直接接しない部分での発泡系断熱材の使用については、問題がないと判断しております。

断熱材の施工位置(住宅金融公庫仕様書 基礎断熱について 抜粋)

地中に埋めた断熱材は一般的にシロアリの被害を受けやすく、本工法の採用に当たっては、建設地周辺におけるシロアリの生息状況や被害状況の実情を十分勘案して、採用・不採用や詳細仕様を決定するような十分な注意が必要である。仕様書本文では限定していないが、特に、イエシロアリの被害が想定される地域(県名は省略)では、地中に埋め込んだ**基礎の外周の断熱材が蟻道となる恐れが高いため、断熱材の施工位置を内側とする**、あるいは何らかの工夫をした上で、基礎の外側に施工することが必要である。

一方、寒冷地でしろあり被害が想定されない地域においては、基礎の耐久性と熱橋防止、また基礎の熱容量を活用するうえで、断熱材の施工位置を外側又は両側とすることが望ましい。